免許番号	漁業権者	漁場の位置	最の位置 海末 (加島大	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間 団体・個別の	川の別 関係地区	条件
共第1号	代表者 大熱海漁業協	強強の位置 神風無動作(初島を 除く。)地先	次の基点第1号、イ、ロ、基点第3号の各点を順次に結めた総と最大高潮時海岸結とによって囲まれた区域及び基点第4号、ハ、二、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ス、ル、基点第1号の各点を順次に結めた総と最大高潮時海岸総及び海面と内水面の境界総とによって囲まれた区域と大たし、つきいそ連なは北緯3万度03分269号、東経139度0分分46号かの点を中心とした半径200メートルの区域点の位置 基点第1号 神岡県、神奈川県界にある千歳橋下茂端中央に設置した標識(北緯35度05分30.4227形、東経139度0分38.2890号) 基点第2号、熱海市伊亚山、海北町界に設置した機能(北線35度05分30.4227形、東経139度0分38.22017号) 基点第3号、参海市伊亚山、海北町界に設置した機能(北線35度05分30.572秒、東経139度0分38.2017号) 基点第3号、参海市伊亚山、海北町界に設定した機能(北線35度05分38.572秒、東経13度0分分8.2017号 基点第3号、参海市日本国、市务政策、建长13度0分分38.2017号 基点第4号、参海市日本国市务等 東経13度0分分28.2017号 基点第5度0分分0827秒、東経13度0分分8.2017号 基点第50分00分27秒、東経13度0分分8.2017号 基点第50分30次0分27秒、東経13度0分分8.2017号 基点第50号、参海市田上多質下本學見不起医した機能差点第5号、熱海市部(本海市北海底市の設置)に大機能送した機能差点第5号、熱海市線代表接待所線側置地沿波波角に設置した機能差点第1号、影海市線代表接待所線側置地沿波波角に設置した機能差点第1号、影南市線代表接待所線側置地沿波波角に設置した機等。基点第1号から熟海市は原公分2004年)ルの点 基点第4号から真方位18度0分分80メートルの点 基点第5号から真方位18度0分分80メートルの点 基高第5号から真方位18度0分分80メートルの点 基高第5号から真方位18度0分分80メートルの点 基高第5号から真方位18度0分分80メートルの点 基高第5号から真方位18度0分分80メートルの点 基高第5号から真方位16度0分分90メートルの点 基高第5号から真方位16度0分分90メートルの点 人 基点第5号から真方位16度0分分90メートルの点 人 基点第50号から真方位1度0分分90メートルの点 人 基高第50号から真方位16度0分分90メートルの点 人 基高第50号から真方位16度0分分00メートルの点 人 基高第50号から真方位16度0分分90メートルの点 人 基高第50号から真方位16度0分分00メートルの点 人 基高第50号から真方位16度0分分00メートルの点 人 基点第10号から真方位17度40分400メートルの点 人 基高第51号から真方位175度40分400メートルの点 人 基高第51号から東京の前途に対しているが高が高するが高が高するが高が高するが高が高するが高が高が高するが高が高が高が高	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種なり漁業 しせえび漁業 は大協業 は大協業 は大協業 は大協業 をごええ他の漁業 かかから漁業 かした金漁業 かいた金漁業 かいた金漁業 のないである。 では、一部である。 では、一では、一では、一では、一では、一では、一では、一では、一では、一では、一	(第一様共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第一様共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第一様共同漁業) 1月1日から12月31日まで	参約5年9月1日から全団体 和15年8月31日まで	静岡県熱海市(初島を除く。)	いせえび、あかびにつ いては、繁殖機関の手 段を講じなければなら ない。
共第2号	初島漁業協同組合	静岡県熱海市初島地 先	距岸700メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) いせえび漁業 あわび漁業 とごぶし漁業 さざえ漁業 はていら漁業 なまご漁業 のり漁業 てんぐさ漁業 (第二種共同漁業) 磯魚刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年8月1日から令 団体和15年8月31日まで	静國県熱海市初島	いせえび、あわびにつ いては、紫緑を護の手 股を講じなければなら ない。
共第3号	いとう漁業協同組合	静岡県伊東市地先	次の基点第11号、イロ、ハニ、ホ、ヘト・チ・リ、ヌ、ル・フ・フ・カ、3、久 レ・ソ、基点第26号の各点を順次に轄んだ。 総と表と表演時等海線及び海面に内水面の境界線とによって開まれた区域。 力に、200 年間の東京教主な、路本の500分の39分。業を100500分の40分の50分の 力に、200 年間の東京教主な、路本の500分の39分。業を100500分の40分の50分の39分の 東京的200分の39分の40分の 分20 29分。東終130 度の50分(8.6分の 点、土地34度 86分分2 29分、東終130度 66分 13.6分の 点、土部34度 30分 分20 29分、東終130 度の50分(8.6分の 点、土地34度 86分分2 20分、東終130度 66分 13.6分の 点、土部34度 30分 20 20分。東終130 度の5分 16.6分の 点、土地34度 86分分2 20分、東終130度 66分 13.6分の 点、土部34度 50分 47.9分。東於13 在6.6分の6.6分の 点点を50 未成34度 50分 48.9分。東終130度 66分 50.6分の 6.6分の 6.6分の 6.0分の 6.	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共商業 しいせえび漁業 もとごろえいらか。 あわび漁業 とこごろれらか。 などの漁業 とこごろれらか。 などの漁業 はではかいたが、 高速漁漁漁業 (まぎった) 高速業 ではがいたが、 高速業 はではかいたが、 高速業 企業 ではがいためのき漁業 のはのかのからからからからからからからからからからからからからからからからからか	(第一様共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第一様共同漁 1月1日から12月31日まで (第一様共同漁 1月1日から12月31日まで (第一様共同漁 1月1日から12月31日まで	会配9年9月1日から令 団体和15年8月31日まで	静岡県伊東市	いせえび、あわびにつ いては、実施を譲の手 段を譲じなければなら ない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
codi W 7	on TVE 10		無点 第2379 「P ** P		(A) TO 1 TO	高さいた。特	60.7K-1707	77 65-70101	ow sawn	on on repta	**************************************
共第4号 伊豆:	万漁業協同組合	静剛美茂郡東伊亚 町、河津町地先	次の基点第30号、イ、ロ、ハ、二、木、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、リ、ヌ、ワ、カ、ヨ、タ、基点第40号の各点を順次に結んだ線と最大高声等解及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域	9	一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一様共同漁業) いせえび通漁業 いせえび通漁業 かめかび返漁業 ところ、通漁漁業業 ところ、通漁漁業業 をところ、通漁漁業業 のはばび加漁漁業業 (東京 の	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで	团体	静開集實證郡東伊 <u>亚</u> 町,河津町	いせえび、あわびにつ いては、繁殖保護の手 段を講じない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
· 光竹香等号	伊豆漁来協向組合	海海 0/位置 静间果下田市地先	無強の企業 次の基点第40号、イ、ロ、ハ、二、木、ヘ、ト、チ、リ、基点第40号、基点第47号の含点を順次に結めだ線と最大高潮時海 岸線及び悪面と内水面の境界線とによって囲まれた区域 ただし、次のス、ル、ラ、フ、カ、コ、タ、ヌの各点を順次に結めだ線によって囲まれた区域を除く 点の位置 基点第24号 東西東南東市、下田市東に設置した構築 (土路344分の3300分が、東路136度59/32 2338や) 基点第41号 下田市白宝魚、外通(傷の背鳥)界に設置した機態 (土路344分の46164分、東路136度59/32 2338や) 基点第43号 下田市海県市大田美田 (土路344分9 千日市市美島大田県 (設置した機能 基金第43号、中田市海県市大田寺石 (北部) (北部34度39/3138509が、東路136度59/312 1338) 基点第43号 下田市海県市大田寺石 (北部) (北部34度39/3138509が、東路136度57/34 6041秒) 基点第43号 下田市海県市大田寺石 (武部34度59/318509) 基金第43号 下田市海県市大田寺石 (北部 東京市・東京市・東京市・設定 1.7 機能 基金第43号・中田市海(東下田寺石 (北部 本金第43号・中田市海(東下田寺石 (北部 本金第43号から東方位2007/1500/→トルの点 イ 新点第43号から東方位2007/1500/→トルの点 イ 本島第43号から東方位2007/1500/→トルの点 大島第43号から東方位2007/1500/→トルの点 大島第43号から東方位2007/1500/→トルの点 大島第43号から東方位2007/1500/→トルの点 大島第43号から東方位300/2007/1500/→トルの点 大島第43号から東方位300/2007/→トルの点 大島第43号から東方位300/2007/→トルの点 大島第43号から東方位300/2007/→トルの点 大島第45号から東方位300/2007/1207/→トルの点 大島第45号から東方位300/2007/1207/→トルの点 カ島第45号から東方位300/2007/1207/→トルの点 カ島高第45号から東方位300/2007/1207/→トルの点 カ島高第45号から東方位300/2007/1207/→トルの点 カ島高第45号から東方位300/2007/1207/→トルの点 カ島高第45号から東方位300/2007/1207/→トルの点 カ島高第45号から東方位300/2007/1207/→トルの点 カ島高第45号から東方位300/2007/1207/→トルの点 カ島高第45号から東方位300/2007/1207/→トルの点 カ島高第45号から東方位300/2007/1207/→トルの点 カ島高第45号から東方位300/2007/1207/→トルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一根の東) (第一根の) (第一根) (第一根	選集等所 (第一種共同業件) 1月1日から12月3日まで (第二種共同業件) 1月1日から12月31日まで (第二種共同業件) 1月日から12月31日まで (第二種共同業件)	・和5年8月1日から令和15年8月31日まで	(四体*地河(J)別	静國県下田市	いせえびあがばこう いては、実施保護の手 になった。 とでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない
共第6号	伊豆漁業協同組合	静岡県貿茂郡南伊亚 町湊 平石、下田市田 中地先	次のイ、ロ、ハ、二、木、基点第46号、イの各点を展次に絡んだ機によって囲まれた区域 品の位置 基点第46号 下田市古伎美、田牛界に設置した機能 基点第46号 下田市古伎美、田牛界に設置した機能 基点第46号 下田市古伎美、田牛界に設置した機能 基点第46号 では、日本の一部では一部では一部では一部では、日本の一語では、日本の一語では、日本の一語では、日本の一語では、日本の一語では、日本の一語では、日本の一語では、日本の一語では	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) いせえび漁業 あわび漁業 とこぶ漁業 なまご漁業 なまご漁業 とさかのり漁業 (第二種共同漁業) 機魚利網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで	团体		いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。

免許番号	漁業権者 伊豆漁業協同組合	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	漁業の名称	漁業時期	存続期間 団体・個別の 令和5年9月1日から令 団体	別 関係地区 静岡県賀茂郡南伊豆	条件
美第7号	伊豆漁業協同組合	海域の位置学の開発を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	次の基点第 47号、イ、ロ、ハ、ニ、木、ヘ、ト、チ、リ、ス、ル、ラ、ワ、カ、基点第 63号、基点第 64号の各点を順次に結ん だ総と微大高測時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域 基点第47号 下田市、賀瓜郡将伊亚町界に設置した標識 基点第49号 下田市市子工品打合 基点第30号 可認用中型町内閣域に設置した標識 基点第30号 可認用中型町内閣域に改置した標識 基点第30号 可認用中型町内閣域に改置した標識 基点第30号 政党部中世里町市高機像上設置した標識 基点第30号 政党部中世里町市高機像上設置した標識 基点第30号 政党部中世里町市高線子配場打合 (北部34度30号の882秒)来 228 238 259 247 2229 29 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種などの (第一種などの は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	(第一種共同漁業) 1月1日から2月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から2月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	幸和5年9月1日から全国体和15年8月31日まで	新國集實 茂郡兩伊豆 町	いせえび、あわびについては、実施を譲つ手段を演しなければならない。
共第8号	伊豆漁業協同組合	静國集實茂郡松崎町 地先	次の基点第 64号、基点第 63号、イ、ロ、ハ、基点第 66号の各点を順次に結んだ総と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第64号 質定部松崎町町番号に設置した構築 基点第65号 質定部松崎町町番号に設定した構築 基点第65号 質定部松崎町町電見おみたけ出場に設定制度 基点第65号 対応松崎町町電見おみたけ出場に設定制度 イ 基点第53号から真が位24名でありまりに設定した構造 イ 基点第65号から真が位24名のが500メートルの点 ロ 基点第66号から真が位24名のが500メートルの点 ハ 基点第66号から真方位24名の2500メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) しせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 はごえい漁業 はごえい漁業 はごとの治漁業 はごとの治漁業 はばい漁漁業 ははの漁漁業 あんと必漁業 (第一種共同漁業 (第一種共同漁業) (職業) (職業) (職力制削漁業 (第一種共同漁業) (職力制制漁業 (第一種共同漁業) (職力制制漁業) (職力制制漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	会犯5年9月1日から会 関体和15年8月31日まで	静岡県賀茂郡松崎町	いせえび、あわびについては、緊急保健の手段を講じなければならない。
共第9号	伊豆漁業協同組合	静岡県實茂郡西伊亞 町仁科、田子總先	次の基点第 66号、4、ロ、ハ、基点第 88号、基点第 69号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第66号 質定部形体時間。西伊亚町界に設置した機膜 基点第68号 質定部西伊亚町田子田子県(男島頂上)に設置した機膜 基点第68号 かって7.5点に設置した機膜 基点第68号 かって7.5点に設置した機膜 基点第68号 かって7.5点に設置した機膜 イ 基点第68号がら異方位21度(20分3.500/一トルの点 ロ 基系第68号から異方位21度(20分3.500/一トルの点 ロ 基系第68号から異方位21度(20分3.500/一トルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) いせえび漁業 あわび漁業 おわび漁業 とこざえん・漁業 とこざえん・漁業 とこざえた・漁業 はてに漁産漁業 しなまた漁漁業 しいせるが漁業 しい世界が あらたの漁漁業 のの一種の のの一を の。 のの一を の。 の。 のの一を の。 の。 のの。 の。	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	帝和5年8月1日から帝 団体和15年8月31日まで	静岡県賀茂郡西伊豆 町仁科、田子	いせたび、あかびについては、緊急保護の手段を譲しなければならない。

Г	免許番号	漁業権者 伊豆漁業協同組合	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種	漁業の名称	漁業時期	存続期間 団体・個別の別 令和5年9月1日から令 団体	関係地区 静岡県賀茂郡西伊豆	条件
			漁場の位置 新開展製匠部西伊豆 町安良重、宇久須地先	次の基点第 69号、基点第 69号、イ、ロ、ハ、基点第 71号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第69号 質茂都西伊豆町田子、安良里界に設置した標識 基点第50号 対立を力気に設置した標識 基点第50号 対立を通過セ五線、伊豆市が1-設置した標識 基点第70号 政党を通過セ五線、伊豆市が1-設置した標準 日、基点第70号の大き、東京の大学では、伊豆市が1-設置した標準 日、基点第70号から真方位24度の分900メートルの点 ハ 基点第71号から真方位24度の分900メートルの点	漁業の種 第一種共同漁業、第二種共同漁	業 (第一種共同漁業) いせえび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ささぞえ漁業 ばていい漁漁業 づい漁業 づい漁業 であた漁業 がんとの漁業 のり漁業 のり漁業 のり漁業 のり漁業 のり漁業 のり漁業 のり漁業 (第100年) (第10年) (第10年	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	和15年8月31日まで	町安良里、宇久須	いては、緊急保護の手段を講なければならない。
	共第11号	伊豆漁業協同組合	静國景學宣市小土歷、 土肥、八木沢、小下田 地先	次の基点第71号、イ、ロ、ハ、二、木、基点第75号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境 界線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第73号(野宮市小下田(京)第に設置した標識 基点第73号(伊宮市小下田(京)第に設置した標識 基点第73号(伊宮市小下田(末)第二次第一後 基点第73号の野田(小下田)(北京駅)電が場別 基点第73号の野田(小沢港)崎中の軍に設置した標識 基点第73号の野田(河北市)の東西(設置、北海 は、第25年の東西(河北市)の東西(河北市)の自 石 基点第75号から真方位204度の分号のシートルの点 ハ 書点第73号から真方位204度の分号のシートルの点 ハ 書点第73号から真方位204度の分号のシートルの点 木 基点第73号から真方位204度の分号のシートルの点 木 基点第75号から真方位204度の分号のシートルの点 木 基点第75号から真方位204度の分号のシートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁	東、第三種共同漁業 「第一種共同漁業) いせえて漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 骨 団体 和15年9月31日まで	静國集伊豆市小土肥、 土肥、八木沢、小下田	いせえび、あわびについては、緊急機の手段を講じなければならない。
	共第12号	戸田漁業協同組合	静國県沼津市井田、戸 田地先	次の基点第75号、イ、ロ、ハ、二、基点第78号の各点を順次に結んだ総と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線 とによって開発れた区域 島の位置 基点第75号 伊豆市、沼津市界に設置した構識 基点第75号 伊豆市、沼津市界に設置した構造 (法間34度5794053049、実践138度497116772秒) 基点第75号、沼津市時期下田灯台 (北間34度59分24273秒、実数138度45分49.844秒) 基点第75号、沼津市時期下田河台、「東部138度45分49.844秒) 基点第75号、沼津市井田、西浦江駅料に設置した構築 イ 基点第76号が上京が出ていた。東北に対していた。 日本京第76号が上京が出ていた。 1 基点第76号から真が出ていた。 1 基点第76号から真が出ていた。 1 基点第76号から真が出ていた。 1 基点第76号から真が出ていた。 1 基点第76号から真が出ていた。 1 基点第76号から真が出ていた。	第一種共同漁業、第二種共同漁	集権 (第一種共同漁業) いせえび漁業 からび漁業 たころに漁業 だころい。漁業 はずいいら漁業 たご漁業 たご漁業 たご漁業 たご漁業 たご漁業 のの過ま のの場合・ ののまた漁業 (第二種共同漁業) (編魚刺桐漁業)	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで	静岡県沼津市井田、戸田	いせえび、あわびについては、緊急保護の手段を測しなければならない。
	共第13号	代表者 幹鴻漁業協同	静岡県沼津市(井田、 戸田を除く。)、富士市 地先	次の基点第78号、イ、ロ、ハ、二、木、ヘ、ト、チ、リ、ス、ル、ラ、ワ、カの各点を順次に結れだ線とかから真方位70度の輸及 び最大高期時海岸線並びに海面に内水面の境界線とによって囲まれた区域 よたによって囲まれた区域を除 によって囲まれた区域を除 この位置 基点第78号、沼津市井田、西浦江梨界に設置した標識 基点第78号、沼津市西浦大湖南外台 (社籍38度の194338845 、東軽138度47分17.2505秒 基点第78号、沼津市西浦及場、大き年料に設置した標準 (社籍38度10分40.3087分 、東軽138度47分17.2505秒 基点第78号、沼津市西浦及保、古子科に設置した標準 (社籍38度10分30.3077	第一種共同漁業、第二種共同漁	業、第三種共同漁業 いせえび漁業 あわび漁業 たご漁業 たご漁業 たご漁業 なまご漁業 はばの労漁業 いせ漁業 の労漁業 (第二種共同漁業) 機魚制制油業 (第二種共同漁業) いわししよす地でき 機漁 漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	会和5年9月1日から会 和15年9月31日まで	静岡県沼津市(井田、戸田を除く。)、富士市	いせえび、あわびについては、緊強保護の手になければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種籍	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
			 A 直接第60号から真方位は3度30分9602[→]トルの点 基金損害60号から真方位248度30分1800×トルの点 木 高点需82号から真方位248度30分1800×トルの点 木 高点需82号から真方位248度30分1800×トルの点 ト 高点需83号から真方位250度50分1000×トルの点 ト 高点需83号から真方位250度50分1000×トルの点 メ 高点需83号から真方位250度50分1000×トルの点 メ モルスをは、100×100×100×1000×1000×1000×1000×1000×1							
共第14号	由比港漁業協同組合	静岡県南海水区 (间曜版郡通館町、由 比町)地先	次の基点第38号、イ、ロ、ハ、二、木、への各点を順次に轄心だ線とへから真方位250度の線及び最大高潮時海岸線並び にお面と内水面の排棄機と止らて囲まれた区域 ただし、ト・チ、リ、ヌの各点を順次に轄心だ線と最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域 を除く 点の位置 基点第90号 富士市、静岡市界(新富士川積中央)に設置した構設 (北韓3度が743.7904秒、東陸138度が85/04.5913秒) 基点第91号 静岡市海大区海豚神水、出北南部(已設置した構設 (北韓3度の67)43.7904秒、東陸138度が37.3703秒) 基点第91号 静岡市海大区国社の第2012年 (1982年) (北韓3度の67)43.1204年 (1982年) 基点第30号 前町海大区国社の第2012年 (1982年) 本点第30号から真方位18度の6700分7007-トルの点 本高第30号から真方位18度の6790の27-トルの点 、基高第30号から真方位19度の679007-トルの点 、基高第30号から真方位19度の679007-トルの点 ・基高第30号から真方位19度の679007-トルの点 ・基高第30号から真方位19度の679007-トルの点 ・基高第30号から真方位10度の679007-トルの点 ・基高第30号から真方位10度の679007-トルの点 ・基高第30号から真方位10度の672-2657-トルの点 ・基高第30号から真方位10度の672-2657-トルの点 ・基高第31号から真方位10度の672-2657-トルの点 ・基高第31号から真方位10度の672-2657-トルの点 ・基高第31号から真方位10度の672-2657-トルの点 ・基点第31号から真方位10度の672-2657-トルの点 ・基点第1号から真方位10度の672-2657-トルの点 ・基点第1号から真方位20度00分2-2657-トルの点 ・基点第1号から真方位20度00分2-2657-トルの点 ・基点第1号から真方位20度00分2-2657-トルの点 ・基点第1号から真方位20度00分2-2657-トルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) いせえび漁業 わび漁業 とこぶえ漁業 たここ漁業 たここ漁業 かたの漁業 (第二種共同漁業 棚魚刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで	团体	(旧庵原郡蒲原町、由 比町)	いせえび、あわびにつ いては、繁観候館の手 段を講じなければなら ない。
共第15号	清水漁業協同組合	静岡県静岡市清水区(旧清水市) 地先	次の基点第39号、イ、ロ、ハ、ニ、木、へ、基点第07号の各点を環次に結んだ線と最大高期時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって信息された経過。 たって信息された以外、ト、ワ、カ、3、ロ、9、ス、ヒ、モ、セ、ス、シ、レ、ソ、ツ、ネ・オ・ラ、ム、ウ、キ、マ、ケ、フの 各点を構文には、人が、サート、ワ、カ、3、ロ、9、ス、ヒ、モ、セ、ス、シ、レ、ソ、ツ、ネ・ナ・ラ、ム、ウ、キ、マ、ケ、フの 名点を構文には、人が、サート、フ、カ、3、ロ、ク、モ、ス、ス、シ、の名点を構文には、ス、テ、ア、サ、キ、ユ、メ、ス、シ、の名点を構文に結んだ線と表面薄積等複数 200万両面と内水面の境界を止によって間まれた区域を繋ぐるこの位置 点面の位置 高の位置 高度の49 静岡市市洋水区 100万両 100万両 100万両 100万両面と内水面の境界を止によって間まれた区域を繋ぐるこの位置 点面 第00号 静岡市市洋水区 100万両 100万両 100万両 100万両面と内水面の境界を止によって間まれた区域を繋ぐるこの位置 点面 第00号 静岡市市洋水区 100万両 100万両 100万両面 100万面 100万	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同進業) いせえび漁業 かかご漁業 かかご漁業 でごの漁業 (第二種共同漁業 (第二種共漁業 はかか加漁業 (第二種共漁業) はからが企業 (第三種共漁業) はからが企業 (第三種共漁業) はからが企業 (第三種共漁業) はからが企業 (第三種共漁業)	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで	団体	静岡県静岡市清水区 (旧清水市)	いせえび、あわびにつ いては、実施保護の手 受を調じなければなら ない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	渔業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
## 10.00	清水海童临同組合	静图集种图击粒河区	ツ ソから真方位32g(93)+47822-48)-トルの直 (+ 225(5m)	第一棒共同油泵 第二棒共同油泵 第三棒共同油泵			令和6年9月1日から令	(Fig. 1)	静國県静國市駿河区	Date 215 Sch 251-7
		地先	び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第97号 静岡市清水区、駿河区界(滝が原川久方自転車 道橋中央)に設置した標識 (北韓34度57分43 0名4秒・ 東韓138度26分28 084秒) 基点第98号 静岡市部河区高松、下島界自転車道階段脇に設 置した構識 基点第99号 静岡市部河区石部石師様之岸に設置した構築 (北韓34度54分46 244秒・ 東春138度20分51 4530秒) 基点第100号 静岡市・焼津市界に設置した構築 (北韓34度53分55 9971秒・実経138度20分50 5033秒) イ 差点第39号から実方位163度00分2 200メートルの点 ロ 基点第30号から実方位15度00分2 200メートルの点 ハ 差点第39号から実方位13度00分2 200メートルの点 エ 差点第39号から実方位13度00分2 200メートルの点 エ 差点第39号から実方位13度00分2 200メートルの点 エ 差点第39号から実方位13度00分2 200メートルの点 エ 差点第39号から実方位13度00分2 200メートルの点 エ 差点第30号から其方位13度00分2 200メートルの点		(第一種共同漁業) いせんび漁業 したりび漁業 とこぶし漁業 とさざえ漁業 なまた漁業 なまたがの漁漁業 なまかかの漁漁業 なまたがの漁漁業 では、「記事業」のでは、「記事業」 (第二種共同漁業) (第二種共同漁業) 、「本種共同漁業) (第二種共同漁業) 、「本種共同漁業) 、「本種共同漁業) 、「本種共同漁業) 、「本種共同漁業) 、「本種共同漁業) 、「本種共同漁業) 、「本種共同漁業) 、「本種共同漁業) 、「本種共同漁業	(第一條共同漁業) 1月1日から1931日まで (第二編共同漁業) 1月1日から1231日まで (第二編共同漁業) 1月1日から12月31日まで	和15年8月31日まで			いせえび、あわびにつ いては、繁観保護の手 段を講じなければなら ない。
兵第17号	代表者,規律漁業協同	静國県境津市地先	次の基色素100号、イロ、ハ、二、木、ヘト、チ、リ、基金第100号の各点を順次に結んだ輸出最大高潮時海岸線及び海面と内水面の境界線とによって囲まれた区域	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一程共同漁業) いせえび漁業 とこくび漁業 ところで、漁業 をごうて、漁業 をごうて、漁業 をごうて、漁業 をごうて、漁業 をごうて、企業 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和6年9月1日から令和15年8月31日まで	团体	静國景須津市	いせえだ。あわびについては、繁煌後の手段を講じなければならない。

免許番号 漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	 漁業の種類 第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	漁業の名称	渔業時期	存続期間 団体・個別 令和5年9月1日から令 団体	の別 関係地区	条件
共第18時 南級河湾漁業協同組	(日桂原都鄉前會可及 び旧小室翻浜岡町佐 創)地先	次の基色第108号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト・チ、リ、ヌ、ル、ラ、ワ、カ、最色期16号の音音を横次に結んだ線と最大高潮時海岸線 及び湯面と内水面の境界線によって間まれた区域。 ドイビ、高点部14号、3、タ、レ、ソ、、ネ、ナ、ス、カ、ム、タ、よ、ノ・オの各点を観次に結んだ線と夏大高潮時海岸線及び海面と 内水面の原線とによって間まれた区域を2、5 また。14年 20 での 音点を構文に結んだ線と夏大高潮時海岸線及び海面と 内水面の原線とによって間まれた区域を2 (表面と称る)。 14年 20 での 音点を構文に描んだ線と夏大高潮時海岸線及び海面と内 が立ち、つきいで温泉は立線34g 17分 (19 で)。 14年 20 で 14年 20	第一種共同漁業、第二種共同漁業	無米の円油業) (第一種大型企業) にせてが漁業 とこさえに漁業 ささるに漁業 ささるに漁業 ささるに漁業 ささた漁漁業 があり漁業業 かいのか選業 かいのか選業 ののまた。 で深るいがの漁業業 かいのか選業 ののまた。 ののまた。 で深るいがののまた。 で深るいがのか選業 ののまた。 で深るいがのかが のまた。 で深るいがのかが の選業 で深るいがのかが のまた。 で深るいがのかが のまた。 で深るいが のがまた。 で深るいが のが のが のが のが のが のが のが のが のが の	(第一様共同議会) 1月1日から12月31日まで (第一様共同議会) 1月1日から12月31日まで (第一様共同日本) 1月1日から12月31日まで (1月1日から12月31日まで	春和5年8月31日まで 関係 場が	別別 関係地区 静間英雄宗高田町、 女と原布、御前崎町 (日格東部城市) (日和安都浜岡町 (古)	段を講じなければなら
共第19号 南駿河湾漁業協同組合	静岡県牧之原市沖合	次のイ、ロ、ハ、二、イの各点を順次に轄心た線によって囲まれた区域 島の位置 基点第19号 牧之原市須々木地代川水門左岸に設置した構造 (北線34度39分494215秒、東経138度179412537秒) イ 基点第19号から真方位の180分3200/ートルの点 ロ 基点第119号から真方位100度10分5100/ートルの点 ハ 基点第119号から真方位100度10分3100/ートルの点 二 基点第119号から真方位102度10分31000/ートルの点 二 基点第119号から真方位102度21分3000/ートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) いせえび漁業 あわび漁業 さごぶに漁業 さざたニ漁業 かじめ漁業 がよの漁業 が開発 (第二種共同漁業) 機魚刺制漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	奈和5年9月1日から令 団体 和15年8月31日まで	原郡相良町)、御前崎	いせえび、あわびについては、繁殖保護の手段を講じなければならない。
共第20号 浜名漁業協同組合		次の基点第120号と基点第121号とを結んだ線及び浜松市西区志都邑町しとかばし下流端の線並びに浜松市北区極紅 町落合領、姫街道)下流端の線から都田川下流及び最大高潮時湖岸線並びに海面と内水面の境界線とによって囲まれた 区域 点の位置 基点第120号 湖西市新居町新居弁天地蔵 (式橋34度は0分5310303秒、東経137度35分20.5800秒) 基点第120号 深松市西区舞販町育飯灯台 (北橋34度40分43.4633秒、東経137度36分45.9080秒)	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) 赤り漁業 はまぐり漁業 なまに漁業 すじあまのり漁業 (第二種共同漁業) にの利利漁業 はで利利漁業 はで利利漁業 はで利利漁業 (第三種共同漁業) (第三種共同漁業) を利利漁業 (第三種共同漁業) 種類地で利利漁業 (第三種共同漁業)	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から12月31日まで 4月1日から1月30日まで (第三種共同業) 1月1日から1月30日まで	◆和5年9月1日から令 和15年8月31日まで	静岡県浜松市(旧浜松 市、西区越瀬市、駒板 町、北区極町町、引佐 町、三ヶ日町)、湖西市	を講じなければならな